

# カンボジア民法・民事訴訟法における翻訳の問題点 及び将来に対する展望

クメール語通訳（JICA 研修監理員）・翻訳家

スワイ レン

## 1. はじめに

カンボジアは、東西の冷戦やベトナム戦争などの影響を受けて、1970年3月18日のロンノル将軍によるクーデター、1975年4月から1979年1月までのクメールルージュ政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、東西冷戦終結の恩恵を受けての1991年のパリ和平協定の成立、1年間の国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）による統治を経て、1993年に総選挙が行われ、制定された新しい憲法の下で新生カンボジア王国として再出発した。

私はロンノル政権時代に高校を卒業し、1973年の4月に文部省の奨学金をいただいて来日し、日本語を1年間勉強した後、東京工業大学の機械工学科に入り、当大学の大学院を卒業した。勉強期間中、カンボジアでは何度も大きな政変があり、暗黒な時代だった。卒業後、日本で仕事をする事になり、某複写機メーカーで16年間勤めた。その間、ファックス、プリンターの設計及びカラー複写機の研究開発を行っていた。1997年に退職し、翻訳・通訳の会社を設立して、クメール語-日本語の翻訳・通訳を中心に行っており、現在に至っている。

来日後、初めて帰国したのは1992年であった。その時は、カンボジアのアンコールワット遺跡の状況を調査する上智大学の調査団の一員であった。陸路でベトナムのホーチミン市から入り、そのとき見たカンボジアは20年間、時計が止まったままで、すべてのインフラが破壊されたことを目の当たりにして強い衝撃を受けた。

## 2. 日本のカンボジアに対する法整備支援の変遷及びその中での私の位置づけ

カンボジア王国政府の支援要請を受けて、1996年から日本政府がJICA（当時特殊法人国際協力事業団、現独立行政法人国際協力機構）のスキームを通じて民事系の法律整備を行ってきた。その変遷は次のフローチャートで示す（これはあくまで大まかな変遷であり、研修監理員・通訳翻訳者から見たものである。なお、本記事は時には日本側からの視点で、時にはカンボジア側からの視点で書いたものであることも特筆しておきたい）。

カンボジアの旧法制度は主に1950年代より前にフランスの支援で整備されたものの、その後全く改正がなかった。そのため国際的に比べてかなり遅れている。日本政府は民法・民事訴訟法関連を支援し、フランスは刑法・刑事訴訟法関連を支援している。日本の法整備支援のやり方はその他の国とかなり異なっており、カンボジアの文化伝統なども考慮し、カンボジア側の意見なども取り入れて行ったものであり、いわゆるコンセンサスを重視したやり方であり、さらに、その後のアフターケアである法の解釈まで伝授するという徹

底ぶりである。そのため民法・民事訴訟法が成立するまで10年以上かかり、その支援の過程において、カンボジア側のトップがなぜそんなに時間がかかるのかという不満もあったが、最終的にカンボジア側が非常に満足しているものができた。

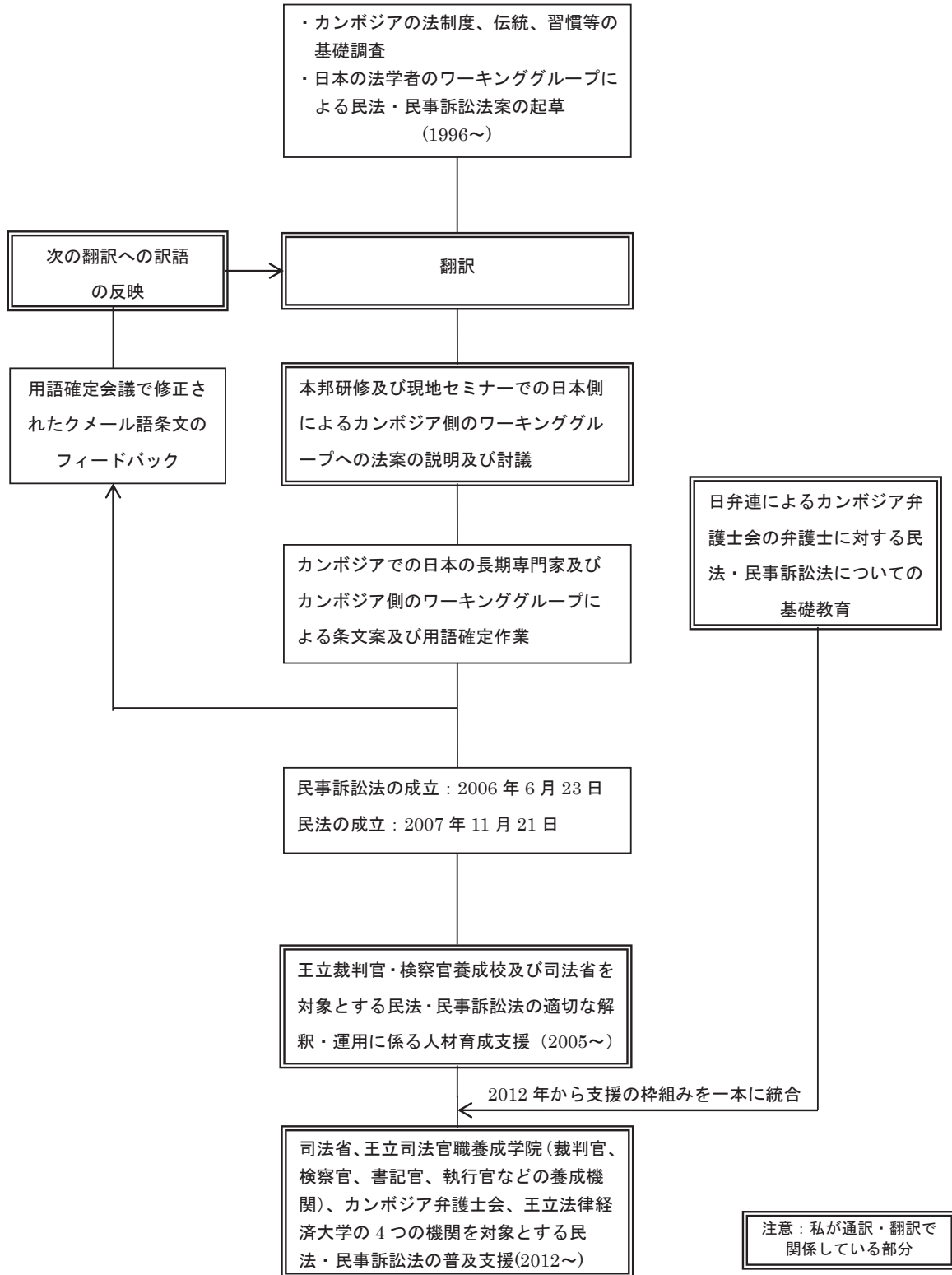


図1. 日本のカンボジアに対する法整備支援の流れ

当初、日本ではカンボジアの法制度についての情報や資料が全くと言っていいほどなかった。日本側のワーキンググループが基礎調査をしながら、それを基に民法・民事訴訟法案の起草を行っていた。その法案を章毎にカンボジアの司法省のワーキンググループに提案し、議論をして内容及び用語を確定していくという手法を取った。

私と日本のカンボジアに対する法整備支援との関係は、比較的初期頃の1998年からであり、当初は某翻訳会社を通じて、カンボジアの当時の法律の和訳やカンボジア側のワーキンググループの本邦研修の資料のクメール語訳から始まった。元々法律を勉強した経験がなく、全くの素人だった。一般の資料の翻訳の数倍の時間がかかっていた。翻訳どころか日本語文の意味さえ分からなかったことが多々あった。さらに、カンボジアでは法律の参考文献や解説本も全くなかった。インターネットも普及し始めたころで、もちろん法律関連資料はインターネットで調べても全く見つからなかった。カンボジアの本屋へ行って捜しても参考書や法律の解説書も辞書もなかった。そこで翻訳をするとき、まず日本の法律の解説書を読み、それを理解し、法律用語を英語、場合によってはさらに仏語に訳し、仏語-クメール語辞書でクメール語の法律用語を捜していた。なぜわざわざ法律用語をフランス語に訳さなければならなかったのかというと、カンボジアは1953年まで一世紀弱の間にフランスの植民地であり、当然法律制度もフランスの制度を基に整備され、辞書もたくさんあったため翻訳時、かなり役に立っていた。日本側のワーキンググループが起草した法案は条文だけではなく、カンボジア側と協議をするためにいろいろな説明や解釈も付いており、その中で条文の趣旨や関係する法律の原則などの記述もたくさんあった。もちろん当時は法律について全くの素人だったので、それらの原則を一から独学をしなければならなかった。またカンボジアの法制度はかなり古いものだったため近代的な法律で使われている用語はかなり不足していた。場合によって自分で用語を作っていかなければならなかった。翻訳された資料に基づいて、私が全く関わっていなかった初期の本邦研修で議論され、現地などで条文や用語が確定された。当然素人だったし、翻訳されたものの完成度も低かったため、本邦研修や現地セミナーなどの過程で修正された。次の章の翻訳に反映をするために翻訳会社を通じて修正された資料を取り寄せて、どのように修正され、どのような用語に確定されたのかを確認して次の翻訳を進めていた。

翻訳の仕事をやり始めてから一年程度経過した後、(財)国際協力センター(当時、JICAの本邦研修などは当財団が研修を監理し、研修監理員が当財団の所属だった)に研修監理員として登録をし、他分野の通訳の仕事をしたが、法律分野も徐々に参加するようになった。とは言え、年に2-3回程度であり、8割以上の条文や用語は現地に派遣していた長期専門家及びカンボジア側のワーキンググループとの間の議論で確定していた。そのため、研修時得ていた断片的な知識及び情報を如何につなげていくのが非常に重要であった。さらに、翻訳時は考える時間があるのに対し、研修での通訳時は即訳さなければならないため付いていくのにかなり大変だった。それがある程度理解でき、付いていけるまで数年はかかっていた。

現在、カンボジア民法・民事訴訟法の普及支援のフェーズの後半に入っており、各種書

式等の整備を支援している。その中で私は年2回程度の本邦研修及び1-2回の現地セミナーの通訳をもう一人の研修監理員である天川芳恵さんと担当をしている。このように不連続的な仕事のため、10数年間やってきた今でも、使用頻度の少ない法律用語が出てくるとき、その訳語をすぐに思い出せず自分で作ってきた語彙集を見なければならぬ場合もたまにある。

### 3. 日本の法律用語の豊富さ・きめ細かさ及び新クメール語の創造の難しさ

言葉というのはそれぞれの国の伝統文化、習慣によってかなり違っている。日本語の場合、熟語は漢字で構成され、複雑な意味を有する用語もコンパクトに表せる仕組みになっている。それに対してクメール語はサンスクリットまたはパーリ語が語源であり、それに基づいて造られたり、またいわゆる日本の外来語のカタカナ表記と同様に外国語の音をそのままクメール文字で表されたりする。日本の熟語と比べてクメール語はかなり長くなり、日本語の文章をクメール語に訳すると、その長さは平均的に1.5倍ぐらいになる。また日本語や英語、仏語などでは、文節を区切るために「、」が使われているが、クメール語にはそれがない。文節を区切るときスペースを使う。スペースだと認識しにくく、また行送りの時、スペースがあるか否か認識できない。それに法律文章は非常に長いものが多く、そのため訳された民法・民事訴訟法は非常にわかりにくい文章になってしまっている。その点に関してカンボジアの法律家からも多くの指摘を受けている。

また、日本の法律用語は非常にきめ細かく造られ、訴訟手続きの場面によって使い分けており、その法律効果も違ってくる。例えば「抗弁、反論、否認」であるが、広い意味で相手方の主張に対する「反論」ではあるが、使う場面が異なっており、当然その法律効果も違ってくる。それに対するクメール語の訳語については「抗弁」と「否認」はすでに確定しているが、「反論」については暫定的にしか定まっておらず、「わかりやすい訳語」がいまだに見つかっていない。

前述のように現地での用語確定会議には私が参加できる機会が少なく、カンボジア側のワーキンググループに日本語のできる人がいなかったため、確定された用語が不適切な場合もあった。具体的に「疎明」という用語については、初期のクメール語訳は「カーバンチェックトロス トロス≡大雑把な証明」であったが、現地での議論によって「カーバンチェックパクトム≡初回の証明」に修正された。本来「証明」と「疎明」の違いは「証明の回数」ではなく、「証明の合理性についての裁判官の確信のレベル」であることから考えて、訳語として「大雑把な証明」の方がまだわかりやすいと思われる。

私はプロジェクトの中で翻訳と通訳を両方やったことによって大きなメリットもあった。本来の翻訳はカンボジアの慣習や従前の用語の使い方によって訳さなければならない。例えば今までのカンボジアの賃貸借事件の判決の書き方では、賃料の支払いを命じる判決では「賃料〇〇\$を支払え」となっていたが、日本の場合は単に「〇〇\$を支払え」となっている。資料には説明がなかったため、最初カンボジアの従前の方式で「賃料〇〇\$を支払え」と訳していた。しかし、研修の通訳を行うことによって、「執行時のことを考えて、

お金の性質は関係がないため、賃料を記載する必要はない」と説明され、やっと自分のミスであると気づいた。また「別紙目録」と「添付書類」についても同様である。最初は両方とも英語の **appendix** に相当する用語を充てていたが、研修の通訳で「別紙目録」とは、訴状や判決書等と一体のものであることがわかった。このような経験から翻訳と通訳の両方を同時に担当することは大きなメリットがある。日本の法律用語は非常にきめ細かく定義されたことを実感した。思い出したのは複写機等の設計をしていたとき、性能的にも機能的にも全く関係のないところでも、トコトン追求し設計に反映をしていた。法律分野でも同様で、やっぱり皆さまがそれぞれトコトン追求し、いろいろな法律用語を造っていたことが分かった。そのこだわりの精神は日本の発展につながった一つの重要な要素かも知れない。

もう一つの課題としては現地の専門家と通訳者との間での訳語の選定の経緯の共有及び意思疎通である。「要件事実」と「主要事実」の訳語であるが、最初はなかなか「要件事実」の訳語が見つからず、両方とも「主要事実＝オンハートチャンボーン」と訳していた。私はよくクメール語のラジオフリーアジア（RFA）というアメリカのラジオ番組を聞いたり、見たりしている。そこでよく使われている刑法関係の言葉として「ティアートプソム＝構成要素」ということをよく見かける。それを参考に「要件事実」を「オンハートダエルチアアティアートプソム＝構成要素となる事実」という訳語を造り、しばらくそれを使っていた。しかし、途中から現地の専門家から、「要件事実」と「主要事実」の両方とも「主要事実＝オンハートチャンボーン」に統一するとの連絡を受けた。その後の研修で専門家と現地の通訳との話し合いの機会があり、この訳語を決めた経緯や理由を説明し、その場でお互いに納得をして、「要件事実」を「オンハートダエルチアアティアートプソム＝構成要素となる事実」にしようとしていた。しかし、その後現地でどのような議論があったのか不明であるが、「オンハートチャンボーン」に戻されていた。そういう点でも、もっと現地との意思疎通が必要かもしれない。

上述のように、現時点でもまだ確立していない部分も多々ある。

#### 4. 今後の展望

現在、その民法・民事訴訟法をよく理解しているカンボジアの法律家が増えており、さらに、日本の大学の法学部に留学し、帰国した若い世代の人たちもかなりいる。将来必ず民法典の改正の機会があるので、その時是非ともカンボジアの法律家で全体的に見直し、文章を短くしたりして、今よりわかりやすい表現などの工夫をしていただきたい。

また、カンボジア民法・民事訴訟の起草の過程において、日本側のワーキンググループとカンボジア側のワーキンググループとの間での議論の過程を細かく記録しており、日本語ではあるが、司法省の長期専門家のオフィスに保存している。その中で、将来のカンボジアの法学者などが民法・民事訴訟法を研究するのに役に立つ情報がたくさん含まれているので、支援プロジェクト終了時、是非とも今後の学術研究資料としてカンボジア側に移管していただきたい。移管先の候補は司法省、王立司法官職養成学院、カンボジア弁護士

会，王立法律経済大学等があるが，外部からの資料へのアクセスの容易さ，組織内の書類・資料管理システムの有無，公共性などの観点で吟味し，移管先を選定していただきたい。

## 5. 謝辞

最後に，本プロジェクトにおいて，全くの素人から仕事をこなせるところまで指導し，育てていただいた日本のワーキンググループの先生方，法務省法務総合研究所国際協力部の教官の皆さま，現地の専門家の皆さま，日本弁護士連合会の皆さま，さらに，研修時その研修がスムーズに進行できるように色々な面で支援をしていただいた国際協力部の専門官の皆さま及び公益財団法人国際民商事法センターの皆さまに深く感謝いたします。